



令和5年12月 西目総合支所 お知らせ版

令和5年11月30日(木)発行

※ 夜間・休日緊急連絡 ☎33-2211

1. 防波堤侵入防止のため『ハタハタ釣りパトロール』を実施

(担当：産業建設課 農林水産班)

毎年のようにハタハタ釣りによる防波堤からの転落事故が発生しています。防波堤は漁港内を波から守るための施設で、釣り等のレジャーに対応した設備は備えていないため立ち入りは大変危険です。安全のため、立入禁止区域には決して入らないでください。

また、路上駐車やごみの置き去りなどマナー違反行為もやめましょう。ルールやマナーを守った行動をお願いします。

☆ 期 間 12月4日(月)～12月22日(金)

2. インターバル速歩実践会(担当：市民サービス課 市民福祉班)

インターバル速歩とは「ゆっくり歩き」と「早歩き」を数分ずつ交互に繰り返すウォーキング方法です。当日はインストラクターが指導を行います。

☆ 日 時 12月11日(月) 13:30～14:30

☆ 会 場 B&G西目海洋センター

☆ 持ち物 室内用靴・飲み物・タオル

動きやすい服装でお越しください。

3. 年末の交通安全運動(担当：市民サービス課 市民福祉班)

こどもと高齢者の交通事故防止等を運動の重点とし、期間中(平日)の朝、昭和公園前及び羽後信金前の交差点や潟端町内踏切で、交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会による街頭指導を行います。

☆ 運動の期間 12月11日(月)～12月20日(水)

4. 12月の『行政相談・何でも相談』(担当：市民サービス課 市民福祉班)

家庭や地域などの心配ごとや行政相談等がありましたら、お気軽にご相談ください。相談会に事前予約は必要ありません。

行政相談委員は中高屋町内の釜台憲二さんです。(電話33-2797)

※個人情報保護されます。内容ごとに専門機関へ繋いだり、行政機関へ改善を依頼したりします。

人権擁護委員による人権相談も同時に行われます。

人権擁護委員は、若松町内の櫻井茂和さんと、潟端町内の松永美貴子さんです。

☆ 日 時 12月12日(火) 10:00～15:00

☆ 場 所 社会福祉協議会 西目支所

5. 『浜館公園』『望海の丘』で有害鳥獣の駆除（担当：産業建設課 商工観光班）

桜の花芽の食害を軽減するため、銃器を使用した有害鳥（ウソ）の駆除を実施します。

危険防止のため区域内を立入禁止としますので、ご協力をお願いします。

☆ 期 間 12月22日（金）～2月19日（月）

☆ 場 所 浜館公園、望海の丘

☆ 方 法 猟銃によるウソ駆除

※狩猟者には安全かつ適正な実施をお願いしておりますが、駆除期間中は十分ご注意ください。

6. 『除排雪』にご協力（担当：産業建設課 建設班）

いよいよ降雪期に入りますので、除排雪にご協力をお願いします。詳細は市広報12月1日号ご覧ください。

また、西目地域の雪捨て場は例年どおり西目海水浴場となりますのでご利用ください。

7. 令和6年度『検診・人間ドック申込み調査』（担当：市民サービス課 市民福祉班）

広報ゆりほんじょう1月1日号と同時に令和6年度の「検診・人間ドック申込み調査票」を配布いたします。

例年より時期を早めての配布となりますので、お見逃しのないようご注意ください。

8. 家屋を取り壊したときは『家屋滅失届』を提出（担当：市民サービス課 振興班）

令和5年中に家屋を取り壊した場合は、市役所へ家屋滅失届の提出が必要になります。

ただし、登記家屋で年内に法務局で滅失登記をされた場合は不要です。

固定資産税は、1月1日時点の状況に基づき課税されます。

令和5年中に家屋を取り壊したにも関わらず、年内に届出をしていない場合は原則として翌年度も課税されますのでご注意ください。

なお、家屋滅失届の様式は、総合支所市民サービス課または本庁税務課で配布のほか、市ホームページからダウンロードすることができます。また、上記QRコードもご利用ください。



連絡先

◎市民サービス課
(振興班) ☎33-4610・(市民福祉班) ☎33-4620
nsm-service@city.yurihonjo.lg.jp

◎産業建設課
(農林水産班) ☎33-4614・(商工観光班) ☎33-4615・(建設班) ☎33-4616
nsm-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

◎教育学習課
(教育学習班) ☎33-2315
nsm-kyoiku@city.yurihonjo.lg.jp